

## 定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

## (1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等 ( 1 )(いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 200 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> </ul>	3年ごと
2	観覧場 ( 3 ) 公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 200 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> </ul>	令和5年 7月～ 10月
3	病院、診療所 ( 4 ) 又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 300 m<sup>2</sup></li> <li>・床面積の合計 &gt; 200 m<sup>2</sup>かつ地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・2階部分 ( 2 )(病院、診療所にあつては当該部分に患者の収容施設がある場合に限る)の床面積の合計 300 m<sup>2</sup></li> </ul>	
4	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 300 m<sup>2</sup></li> <li>・床面積の合計 &gt; 200 m<sup>2</sup>かつ地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・2階部分 ( 2 )の床面積の合計 300 m<sup>2</sup></li> </ul>	3年ごと
5	共同住宅又は寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅等 ( 5 ) を除く) 下宿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6階以上の階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> </ul>	令和6年 7月～ 10月
6	共同住宅又は寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅等 ( 5 ) に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 200 m<sup>2</sup>かつ地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100 m<sup>2</sup></li> <li>・2階部分 ( 2 )の床面積の合計 300 m<sup>2</sup></li> </ul>	

7	学校又は体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 2000 m<sup>2</sup></li> <li>・床面積の合計 &gt; 2000 m<sup>2</sup>かつ地階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> </ul>	3年ごと 令和4年 7月～ 10月
8	博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 2000 m<sup>2</sup></li> <li>・床面積の合計 &gt; 2000 m<sup>2</sup>かつ地階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> </ul>	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャパレ、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 5000 m<sup>2</sup></li> <li>・床面積の合計 &gt; 2000 m<sup>2</sup>かつ地階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup></li> <li>・2階部分(2)の床面積の合計 5000 m<sup>2</sup></li> </ul>	
10	事務所その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階または3階以上の階いずれかの床面積の合計 &gt; 1000 m<sup>2</sup> (階数が5以上で、延べ床面積 &gt; 1,000 m<sup>2</sup>の建築物に限る)</li> </ul>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表中の「床面積の合計」は「その用途に供する部分」をいう。</li> <li>2 当該部分が避難階にある場合を除く。</li> <li>3 観覧場は屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</li> <li>4 診療所は患者の収容施設があるものに限る。</li> <li>5 サービス付き高齢者向け住宅等とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームをいう。</li> </ol>			

同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

上表において、当該用途に供する部分が避難階のみにあるものであっても、定期報告の対象となります。

(2) 建築設備

用途		建築設備(1)	
		用途に供する規模等(2)(いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 200㎡</li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 &gt; 100㎡</li> </ul>	毎年 7月～ 10月
2	観覧場(3)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 200㎡</li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> </ul>	
3	病院、診療所(4)又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 300㎡</li> <li>・床面積の合計 &gt; 200㎡かつ地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> </ul>	
4	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 300㎡</li> <li>・床面積の合計 &gt; 200㎡かつ地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> </ul>	
5	博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 2000㎡</li> <li>・床面積の合計 &gt; 200㎡かつ地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> </ul>	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計 &gt; 500㎡</li> <li>・床面積の合計 &gt; 200㎡かつ地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> <li>・3階以上の階の床面積の合計 &gt; 100㎡</li> </ul>	
7	事務所その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階または3階以上の階いずれかの床面積の合計 &gt; 100㎡ (階数が5以上で、延べ床面積 &gt; 1,000㎡の建築物に限る)</li> </ul>	

- 1 建築設備 :[換気設備]政令第112条第21項の規定による特定防火設備でヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。  
:[排煙設備]機械排煙に限る。  
:[非常用の照明装置]蓄電池別置型又は自家発電装置に設けたものに限る。
- 2 表中の「床面積の合計」は「その用途に供する部分」をいう。
- 3 観覧場は屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- 4 診療所は患者の収容施設があるものに限る。

同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

( 3 ) 防火設備

用 途		防火設備 ( 1 )	
		用途に供する規模等	報告の 時期
1	政令で指定される 建築物の用途	政令第 16 条第 3 項第 2 号に指定される建築物の用途に供する規模 等	毎年 7 月 ~ 10 月
1 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの ( 外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。)			

同一敷地内に 2 棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

上記表において、当該用途に供する部分が避難階のみにあるものは定期報告の対象外です。